

環境活動レポート

スギウラ 株式会社

《ご挨拶》

スギウラ株式会社は天保8年創業以来、紙を扱う会社として歩んでまいりました。私たちは、文化を支えてきた紙を扱うことで密着した地域の人々への貢献を目指して来ました。

そもそも2000年以上にわたって人類の歴史を記録し伝えてきた「紙」は、人々にとってなくてはならない必需品ですが、昨今製紙メーカーは環境破壊の槍玉に挙げられがちです。しかし製紙業界は再生紙にはもちろんですが、森林循環紙にも特に力を入れています。森林循環紙とは、植林、育木、間伐、伐採というサイクルを繰り返し、持続可能な生産を促すことにより木の乱獲を防ぐことを目的としている紙ですが、この紙は洋紙製造時のCO₂排出量が再生紙よりも少ない紙です。

このように紙業界が地球環境の保全へと向かっている中で、当然これからの私たちの使命は環境への取り組みであり、それによって環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムの実現のために尽力することと考えました。

以下、「環境活動レポート」としての取り組みをまとめましたので、私たちの取り組みをご高覧の上、ご指導、ご指摘をいただき次の環境活動に生かして行きたいと存じます。

スギウラ 株式会社
取締役社長
杉浦 幸男

《目次》

1. 環境方針	P-1
2. 事業活動の規模	P-2
3. EA21推進体制	P-3
4. 環境目標とその実績	P-4
5. 環境活動の取組計画と評価	P-5・6
6. 環境関連法規制の遵守	P-6

1. 環境方針

〔基本理念〕

私たちスギウラ株式会社は、お客様第一主義を念頭に置いた事業活動を行うにあたり地球環境の保全への取組みが最重要課題であると考え、環境負荷を継続的に削減します。

〔基本方針〕

環境保全活動を推進するにあたり、以下に主な活動項目を掲げ取組みます。

1. 当社は、紙及び紙製品の卸売業をするにあたり、地球環境に与える影響を明確に把握し、環境負荷を低減するとともに、循環型社会の実現に努めます。
 - ①二酸化炭素排出量削減のため、使用化石燃料・使用電力の削減に努めます。
 - ②廃棄物の削減と再資源化に努めます。
 - ③水資源を限りあるものとして節水に努めます。
 - ④環境に配慮した商品の取り扱いを推進します。
 - ⑤グリーン購入の拡大に努めます。
2. 環境活動の継続的改善を推進するにあたり、環境目標・環境活動計画を策定し取組みます。策定した目標・活動計画は定期的にあるいは必要に応じて見直します。
3. 事業活動において、環境に関わる法律・規制その他公的基準を遵守します。
4. 環境方針は、全社員に周知するとともに、環境教育を行い社員の環境に関する意識の向上を図ります。
5. 環境管理に関する情報は、社内外に公表し、地域社会とのコミュニケーションを図ります。

～ この環境方針は、社内外に公表します ～

2008年6月9日

スギウラ 株式会社

取締役社長

杉浦 幸男

2. 事業活動の規模

1. 事業所及び代表者名

スギウラ 株式会社
取締役社長 杉浦 幸男

2. 所在地

〒370-0006 群馬県 高崎市 問屋町 二丁目 2番地8

3. 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先

代表責任者 : 取締役社長 杉浦 幸男

環境管理責任者 : 参 与 吉田 義泰

担当 : EA21事務局 冨成 叙吉 長谷川 裕美

TEL : 027-361-5808

FAX : 027-361-1272

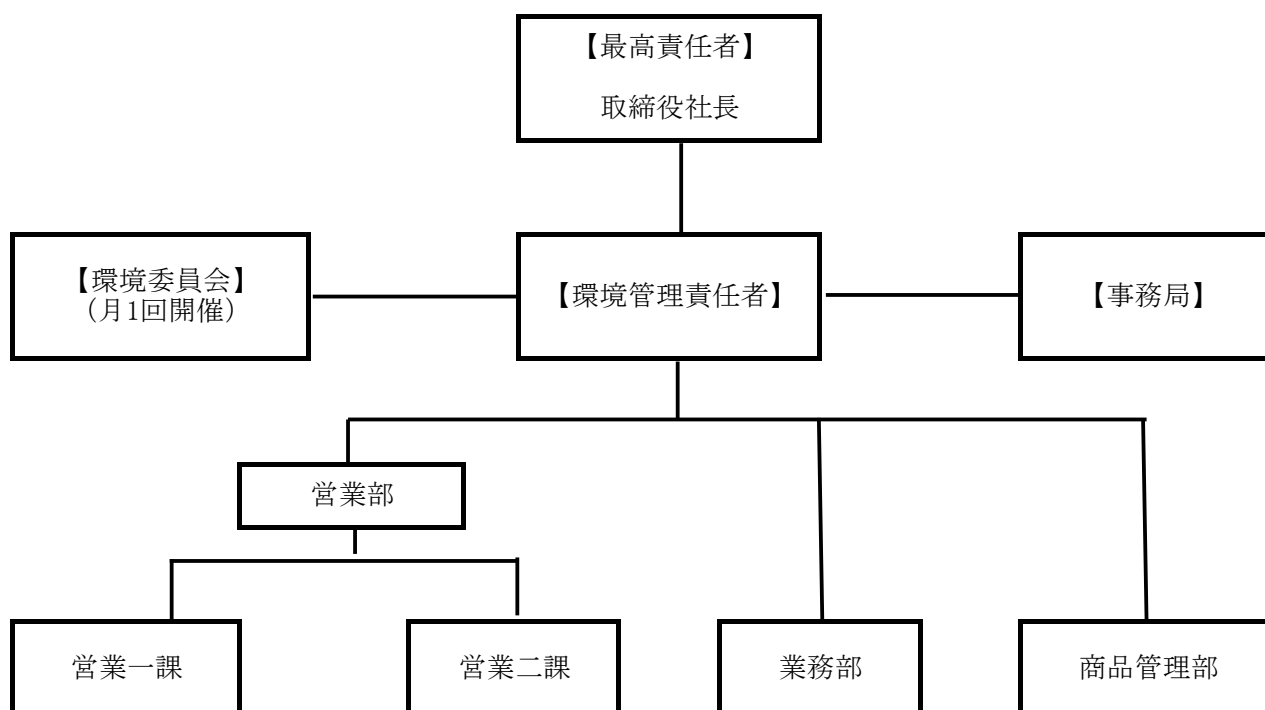
4. 事業の内容

紙及び紙製品の卸売業

5. 事業規模

活動規模	単位	2005年度 (65期)	2006年度 (66期)	2007年度 (67期)
売上高	百万円	1,594	1,604	1,689
従業員数	人	33	34	34
延べ床面積	m ²	2,286.86	2,286.86	2,286.86

3. EA21推進体制



職名	役割
最高責任者	【取締役社長】 ①環境管理責任者をはじめ、必要な責任者を任命する。該当責任者には、現在の責務に関わりなく、兼任で責任と権限を明示する。 ②エコアクション21の構築・運用・維持に必要な経営諸資源（人材・資金・機器・設備・技術・技能を含む）を準備する。 ③環境方針を制定する。 ④エコアクション21の構築・運用に関する情報を収集し、環境方針・環境目標をはじめシステム全体の見直しを行い、必要に応じ改訂を指示する。
環境管理責任者	①エコアクション21に関する経営諸資源の合理的・効果的な運用を図り、目的を達成するために環境委員会を運営する。 ②エコアクション21の構築と運用を円滑に行い、最高責任者による見直しのための情報として、構築・運用に関する情報を最高責任者に提供する。
事務局	①事務局として、環境管理責任者を補佐し、エコアクション21に関する実務全般を所管する。
環境委員会	最高責任者・環境管理責任者・事務局・部門長及び最高責任者に任命された者で構成し、月1回環境管理責任者が召集する。環境目標の設定、環境活動計画の策定及び進捗管理について協議する。環境管理責任者が必要と認めた者は出席することができる。

4. 環境目標とその実績

当社に於ける67期(2007/5/1～2008/4/31)の環境負荷実績を把握し、68期～69期迄の目標を下記の通り定め活動を開始した。

但し 一部は今期(2008/5/1～2009/4/31)より、環境負荷状況を現在把握中の項目あり。

1. 主要な環境目標と環境負荷・実績

環境目標	67期	68期		69期	環境活動計画内容
	実績	目標	実績	目標	
①走行距離1kmあたりの二酸化炭素排出量の削減	—	現状把握とルール徹底	—	68期実績に対して3%削減	① エコドライブ推進 ② 社用車の点検・整備 ③ アイドリングストップの推進
②売上高100万円当たりの電力に關しての二酸化炭素排出量の削減	18.60kg	67期実績に対して1%削減	13.51kg	67期実績に対して3%削減	① エアコン清掃の実施 ② 照明・PC不要時のOFFの推進 ③ 空調温度適正化・表示
③売上高100万円当たりの廃棄物排出量の削減	—	現状把握とルール徹底	—	68期実績に対して3%削減	① 分別ルールの徹底 ② 廃棄物置場の整備 ③ 再生利用ルートの確保
④売上高100万円当たりの水資源投入量の削減(m ³)	0.218m ³	67期実績に対して1%削減	0.299m ³	67期実績に対して3%削減	① 毎月のメータの確認(漏水防止) ② 節水表示(手洗い場・トイレ) ③ 節水コマを付ける等による節水
⑤グリーン購入比率の向上(%)	—	現状把握とルール徹底	—	68期実績に対して10%向上	① 対象品目の調査 ② 購入実績の把握 ③ 従来品との価格比較 ④ 従来品との性能比較 ⑤ 購入品目の選定 ⑥ グリーン購入ルールの徹底

5. 環境活動計画の取組みと評価

*67期(2008年4月～6月)の3ヶ月の活動の取組みと評価をしております。

活動計画・達成状況	環境活動計画の取組み結果の評価
1. 走行距離1kmあたりの 二酸化炭素排出量の削減 『目標』 現状把握とルール of 徹底	アイドリングストップも浸透し、エコドライブ推進等、省エネの意識は高まり、今後に期待は持てるが、取組んで間もない為、数字に表れるのはこれからと思われる。 今後も継続して燃費向上に努めたい。
2. 売上高100万円当たりの 電力に関する二酸化炭素 排出量の削減 『目標』 前期に対し、1%削減 3ヶ月を一年に換算しての 目標の達成状況: 4.72%減 ◎	照明機器等の不要時のOFFの推進も、意識からの改革は進んでいるので、削減へ繋がると考える。 しかし未だ始めて3ヶ月なので、これから冷房の季節となり、本当の結果が出るのはこれからと思われる。 今後も継続して排出削減に努めたい。
3. 廃棄物排出量の削減 『目標』 現状把握とルール of 徹底	これまでは集計をしておらず、データを取り始めて間もない為、削減の度合いを考えるのはむずかしいが、シュレッダーのゴミを資源回収に出せるルートを見つけたことは大きいと考える。 今後も継続して排出削減に努めたい。
4. 水資源投入量の削減 『目標』 前期に対し、1%削減 3ヶ月を一年に換算しての 目標の達成状況: 21.95%増 ×	各手洗い場及びトイレへの節水表示と装着した節水コマは有効的と思われるが、時期的なものがあり、また途中集計日の変更もあり、そして未だ始めて3ヶ月の状況では数字に表れるのは、これからと思われる。 今後も継続して節水に努めたい。
5. グリーン購入比率の向上 『目標』 現状把握とルール of 徹底	本活動開始後、随分と意識して購入するようになった。 安ければ良いという意識から環境保全になるという意識変えを行ったが、数字に表れるのは、これからと思われる。 但し、商品によっては結構割高になってしまう場合は、ルールにのっとり購入可否を検討している。 今後、継続して購入を推進し、その割合を高めて行きたい。

5. 環境活動計画の取組みと評価

総括:

エコアクション21に取組み3ヶ月しか経っていないが、活動を通じて従業員の意識やコミュニケーションが向上したと考えられる。
また、会社の環境負荷の把握ができたことは十分な成果といえる。
しかしながら、環境活動計画の取組みが、2008年4月～6月と3ヶ月間しかなく、現段階では、予測として68期の環境目標を達成できる状況にあるが、68期が終了(2009年4月)し、1年間の取組み結果及び実績をふまえて、68期の環境目標が達成できているのかを改めて評価し、環境活動レポートを作成したい。
活動を開始して、少しではあるが成果が出てきていると思われるので、引き続き活動を継続していきたい。

6. 環境関連法規制の遵守

1. 当社に適用となる主な環境関連法規

法規制等の名称	遵守状況
自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別処置法	遵法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	遵法
労働安全衛生法	遵法
消防法	遵法
群馬県の生活環境を保全する条例	遵法
高崎崎市公害防止協定	遵法

2. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

2008年6月9日の環境関連法規遵守状況の確認において、環境関連法規への違反はありません。

尚、関係当局よりの違反等の指摘は過去3年間ありません。